

# 大山崎町教育委員会議事録

—令和4年 教育委員会3月定例会—

大山崎町教育委員会

## 令和4年 教育委員会3月定例会 議事録

1. 日 時 令和4年3月22日(火)

開会 午後1時28分 閉会 午後2時33分

2. 場 所 大山崎町立中央公民館 別館第1研修室

3. 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 諸報告について

日程第3 (第2号議案) 令和4年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて

日程第4 (第3号議案) 大山崎町文化財保護条例施行規則の一部改正について

日程第5 (第4号議案) 大山崎町立中央公民館管理及び運営規則の一部改正について

日程第6 (第5号議案) 大山崎町立中央公民館図書室管理及び運営規則の一部改正について

日程第7 (第6号議案) 大山崎町立学校施設の開放に関する規則の一部改正について

日程第8 (第7号議案) 大山崎町歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部について

日程第9 (第8号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第10 (第9号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第11 (第10号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第12 (第11号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第13 (第12号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

日程第14 (第13号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

- 日程第 1 5 (第 1 4 号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第 1 6 (第 1 5 号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第 1 7 (第 1 6 号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第 1 8 (第 1 7 号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
- 日程第 1 9 (第 1 8 号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
- 日程第 2 0 (第 1 9 号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
- 日程第 2 1 (第 2 0 号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第 2 2 (第 2 1 号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第 2 3 (第 2 2 号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第 2 4 (第 2 3 号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第 2 5 (第 2 4 号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第 2 6 (第 2 5 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 2 7 (第 2 6 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 2 8 (第 2 7 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 2 9 (第 2 8 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 3 0 (第 2 9 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 3 1 (第 3 0 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 3 2 (第 3 1 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 3 3 (第 3 2 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 3 4 (報告第 1 号) 大山崎町体育館設置条例施行規則の一部改正について
- 日程第 3 5 (報告第 2 号) 大山崎町都市公園条例施行規則の一部改正について

日程第 3 6 (報告第 3 号) 桂川河川敷公園施設使用料の減免及び還付取扱い規  
程の一部改正について

日程第 3 7 その他

4. 出席委員

教 育 長	馬 場 信 行
教育長職務代理者	吉 川 栄 一
委 員	南 顕 融
委 員	榎 本 和 彦
委 員	宮 本 佳 子

5. 欠席委員

なし

6. 事務局

教育次長、生涯学習課長、生涯学習課参事兼中央公民館長、生涯学習課参事兼  
歴史資料館長、生涯学習課総括主幹兼文化芸術係リーダー、学校教育課主幹兼  
学校教育係リーダー

7. 傍聴者

なし

## 会 議 内 容

教育長

少し早いですが、皆様お集りいただきましたので、始めたいと思います。  
本来、わくわくする春の訪れのはずですが、新聞やテレビで流れるのは、ロシアのプーチン大統領の起こしたウクライナの攻撃のニュースばかりです。被害にあっているのは民間人で、その中に多くの子供たちが含まれているとのことで、心が痛む毎日です。プーチン大統領の「力こそ正義」という考え方や、「強者がやりたいことをして弱者が苦しむ」という戦争は、許しがたいものです。

日本にも東ヨーロッパで起こっていることではすまない日が来るかもしれないかもしれません。この蛮行を許さないために、私たちも何らかの行動を起こす必要があるのではないかと思います。

それではただ今から、令和4年大山崎町教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1、前回会議録の承認について、を議題といたします。

前回の会議録につきましては、既に各委員に署名をいただいておりますので、承認することといたします。

日程第2、諸報告を行います。

まず、私から報告させていただきます。

**【教育長諸報告事項について説明（資料のとおり）】**

次に、各所管課の報告をお願いいたします。

事務局

**【学校教育課事業について説明（資料のとおり）】**

3月15日には中学校卒業証書授与式が行われ、160人の生徒が卒業いたしました。

3月18日には小学校卒業証書授与式が行われ、大山崎小学校で100人、第二大山崎小学校で37人の児童が卒業いたしました。

来月の予定ですが、4月7日に小学校の第1学期始業式、4月8日に中学校の第1学期始業式を予定しております。

また、4月8日には、小学校の入学式があり、大山崎小学校では93人、第二大山崎小学校では48人の新1年生が入学する予定をしております。

4月11日には、中学校の入学式があり、130人の新1年生が入学する予定をしております。以上でございます。

事務局

【生涯学習課事業（生涯学習・スポーツ振興係、文化芸術係、中央公民館、歴史資料館、大山崎町体育館）について説明（資料のとおり）】

昨日、蔓延防止措置が解除されたことを受け、先月の生涯学習・スポーツ振興係の3月の予定欄に記載しておりました「工作教室」を延期することとしておりましたが、26日に開催する予定としております。

教育長

ありがとうございました。

ただいまの報告に対する委員の皆様からの質疑がありましたら、ご発言ください。

質疑もないようですので、これで諸報告を終わります。

次に、日程第3（第2号議案）令和4年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

10頁をお開きください。

第2号議案 令和4年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて、提案の説明をいたします。

前年度との主な変更箇所ですが、今回は文言修正を数か所行っております。

まず、表紙の〈学校教育の重点〉では、『小中9年間を見とおした教育活動により、』としていた箇所を『就学前6年間と義務教育9年間の15年間をつなぐ「保幼小中一貫教育（連携教育）」に取組み、』に修正しております。

次に、【重点目標1】の⑤『「大山崎町英語教育推進計画」に基づく』を『外国語活動、外国語科等によるコミュニケーション能力を育成する指導の充実と』に修正し、『英語学習の充実と』を削除しております。

次に、⑦の『環境問題や情報技術革新』を『情報教育』に修正し、現代的課題『やSDGsなどの現代的目標』としております。

次に、⑩「大山崎町子どもの読書活動推進計画の『（第2次）』を削除しております。

次に、【重点目標2】の②教育的ニーズ『に応じた支援』を削除し、『踏まえた学びの充実』に修正しております。

次に、④『人権意識の高揚と人権を尊重する態度や実践力の育成及び』を『多様化・複雑化する人権問題の解決に向け、主体的に行動できる力を育成する』に修正しております。

次に、【重点目標4】の②『外部指導者を活用するなどした運動部活動の充実』を『外部指導者の活用など持続可能な運動部活動体制の構築』に修正しております。

次に、③『健康の維持増進のための学習の充実』を『多様化・深刻化する健康課題に対応する取組の充実』に修正しております。

14頁をお開きください。

次に、【重点目標7】の『就学前6年間と義務教育9年間の15年間をつなぐ「保幼小中一貫教育（連携教育）」に取り組み、一貫性、継続性を大切にした教育を推進する。また、』を追加し、更に専科指導などのあとに『、』を追加し、『の指導体制における工夫改善と指導力の向上を図るため、』と指導体制『づくり』を削除し、『推進』を『構築』に修正しております。『また、保幼小中の連携・接続を踏まえた教育体制を構築する。』を削除しております。

15頁をお開きください。

次に、【重点目標9】の④人材の把握と『積極的活用、』を削除し人材の『育成』を『積極的活用』に修正しております。

次に、【重点目標12】の『近年、』を削除しております。

16頁をお開きください。

次に、【重点目標14】の①『取組』を『活用』に修正しております。

以上で、簡単ではございますが、第2号議案のご説明とさせていただきます。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第2号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。  
討論を終結して、採決を行います。

第2号議案 令和4年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第2号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第4（第3号議案）大山崎町文化財保護条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

第3号議案から第7号議案につきましては、同様の理由から規則の一部改正をご提案しているところですので、第3号議案のご説明にあたり、改正案に共通いたします趣旨について、ここでご説明させていただきます。

国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のために、行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の抜本的な見直しを進めており、併せて地方公共団体にも、同様の見直しを求められているところです。

これを受けまして、本町におきましても、先の令和3年第4回定例会において、「押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議会にご提案、ご可決賜り、条例中で押印を求めている手続きについて改正を図ったところであります。

今定例教育委員会でご提案させていただきました第3号議案から第7号議案までの5議案につきましては、この趣旨に基づき、利用者の負担軽減、及び利便性向上、並びに業務の改善、効率化を図ることを目的として、行政手続における押印の廃止のための様式変更と併せて、だれもが利用し

やすい環境整備を進めるため、規則を改めようとしてご提案しているものであります。

また、この機会に一定の文言整理についてもご提案しているところでもありますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、第3号議案「大山崎町文化財保護条例施行規則の一部改正について」、ご説明を申し上げます。

第3号議案につきましては様式の変更のみとなっており、様式第2号から様式第23号までの改正について、共通している点といたしましては、「殿」を「様」に改める、申請者の押印欄を廃止する、用紙のサイズをB5版からA4版に改める、以上の3点となっております。

恐れ入ります42ページをお開きください。ただし、第15号様式につきましては、障害という漢字部分について、括弧書きで障害の「が」の字をひらがな表記する字句を追加しております。

これは、「害」の字は「さまたげとなるもの、わざわざ」（広辞苑）という意味があるため、不快に思う当事者もいらっしゃることから、役場内での対応に準じてひらがな表記を追加したものであります。

以上、第3号議案のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第3号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

第3号議案 大山崎町文化財保護条例施行規則の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第3号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第5（第4号議案）大山崎町立中央公民館管理及び運営規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、第4号議案「大山崎町立中央公民館管理及び運営の規則の一部改正について」、ご説明を申し上げます。

第4号議案につきましても、第3号議案と同様に様式のみを修正しようとするものであります。

様式第5号、様式第6号のいずれにおきましても申請者の押印欄を廃止しようとするものであります。

以上、第4号議案のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第4号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

第4号議案 大山崎町立中央公民館管理及び運営の規則の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第4号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第6（第5号議案）大山崎町立中央公民館図書室管理及び運

営規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、第5号議案「大山崎町立中央公民館図書室管理及び運営の規則の一部改正について」、ご説明を申し上げます。

第5号議案につきましては、第3号議案、第4号議案と同様の様式の改正に加え、図書室の開室時間を変更しようとするものであります。

第3条におきまして、中央公民館図書室の開室時間を規定しているところではありますが、現状の午前10時と定める開室時間を、町民サービス向上を図ることを目的として30分繰り上げて、午前9時30分に改めようとするものであります。

様式第3号の変更につきましては、代表指名欄の押印を廃止しようとするものであります。

以上、第5号議案のご説明とさせていただきます。  
よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第5号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

第5号議案 大山崎町立中央公民館図書室管理及び運営の規則の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第5号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第7（第6号議案）大山崎町立学校施設の開放に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、第6号議案「大山崎町立学校施設の開放に関する規則の一部改正について」、ご説明申し上げます。

恐れ入ります68頁をお願いいたします。頁上段の表が改正前、下段が改正案となっております。

第6号議案の主な改正点といたしましては、「開放する時間欄」のうち、終了時間を改正しようとするもので、町民サービス向上を図ることを目的といたしまして、運動場、体育館ともに昼間の開放終了時間を午後5時から午後6時へ変更しようとするものがあります。

その他においては文言の整理や、利用のない団体についての表記などを改めようとするものであります。

第1条（目的）におきましては、「社会体育」との表現を現在は一般的に使用されております「スポーツ」に改めております。

次に、第4条（学校開放運営委員会）では、これまでの遊び場開放に限られた規定であったものを、スポーツ開放も含め、学校開放全般についてご協議をいただくための規定とするため「遊び場開放」を「学校施設の開放」に改めるとともに、第3項では「育友会役員」を「PTA役員」に改めようとするものであります。

次に、第5条では「校庭」を「運動場」に変更し、第6条での改正部分とも共通いたしますが、現在では使用していない「未成年団体」との表記に関連する項目を削除いたします。

最後に第7条につきましては、許可団体についてわかりやすく整理させていただきました。

以上、第6号議案のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第6号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

第6号議案 大山崎町立学校施設の開放に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第6号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第8（第7号議案）大山崎町歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、第7号議案「大山崎町歴史資料館の管理及び運営の規則の一部改正について」、ご説明を申し上げます。

第7号議案につきましては、押印の廃止に伴い、様式を修正しようとするものであります。

様式第2号、様式第4号、様式第5号のいずれも同様に押印部分を廃止する内容となっております。

以上、第7号議案のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第7号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

第7号議案 大山崎町歴史資料館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第7号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第9（第8号議案）大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱についてから日程第20（第19号議案）大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱については、関連議案ですので、一括議題といたします。

本12議案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

77頁をお開きください。

第8号議案から第19号議案につきましては人事案件ですので、一括してご説明申し上げます。

今回、各町立小中学校の評議員の任期が満了されることに伴いまして、「大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案するものです。

本提案の任期期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

また、各小中学校の評議員として委嘱予定の方のお名前、経歴等につきましては、大山崎小学校が83頁、第二大山崎小学校が89頁、大山崎中学校が94頁にそれぞれ掲載させていただいております。

以上、第8号議案から第19号議案の一括のご説明とさせていただきます

す。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第8号議案から第19号議案に対する質疑を行います。質疑がありましたら、発言を願います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

まず、第8号議案 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第8号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第9号議案 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第9号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第10号議案 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第10号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第11号議案 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第11号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第12号議案 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第12号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第13号議案 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第13号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第14号議案 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第14号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第15号議案 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第15号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第16号議案 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第16号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第17号議案 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第17号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第18号議案 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第18号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第19号議案 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第19号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第21（第20号議案）大山崎町文化財保護審議会委員の任命についてから日程第25（第24号議案）大山崎町文化財保護審議会委員の任命については、関連議案ですので、一括議題といたします。

本5議案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、第20号議案から第24号議案「大山崎町文化財保護審議会委員の任命について」の5議案につきまして、いずれも、本町の文化財保護審議会委員の任命に関する人事案件でありますので、一括してご説明申し上げます。

現在の文化財保護審議会委員の任期が、令和4年3月31日をもって満了することから、新たに、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間を任期として、5名の方の任命についてご提案するものであります。

なお、お手元の資料の101頁に、5名の方の専門分野等をまとめた一覧表を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

議案番号順にご紹介させていただきます。

まず、中尾 芳治（なかお よしはる）さま、石田 潤一郎（いしだ じゅんいちろう）さま、八木 透（やぎ とおる）さま、山名 伸生（やまな しんせい）さま、仁木 宏（にき ひろし）さま 以上の5名となります。

5名の皆様には、これまでから、本町における文化財の保存及び活用に関し、それぞれの専門分野においての知識やご経験からご指導・ご助言をいただいております、再任したくお諮りするものであります。

以上、第20号議案から第24号議案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議賜いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第20号議案から第24号議案に対する質疑を行います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

まず、第20号議案 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第20号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第21号議案 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第21号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第22号議案 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第22号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第23号議案 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第23号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第24号議案 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第24号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第26（第25号議案）大山崎町スポーツ推進委員の委嘱についてから日程第33（第32号議案）大山崎町スポーツ推進委員の委嘱についてまでは、関連議案ですので、一括議題といたします。

本8議案について、提案理由の説明を求めます。

事務局

それでは、第25号議案から第32号議案「大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について」の8議案につきましては、いずれも、本町のスポーツ推進委員の委嘱に関する人事案件でございますので、一括してご説明を申し上げます。

現在のスポーツ推進委員の委嘱の任期が令和4年3月31日をもって満了することから、新たに、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間を任期として、8名の方の委嘱についてご提案するものであります。

なお、お手元の資料の111頁に、8名の方の経歴等をまとめた一覧表を添付しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

議案番号順にご紹介させていただきます。

まず、坂本 桂一さま、森 邦子さま、小島 弘美さま、津田 定豊（さだひろ）さま、谷 敏郎（としお）様、駒池 英二（えいじ）さま、辻本 貴朗（たかお）さま、名越 智（なごし さとる）さま以上の8名の方につきましては、これまでから、個人のスポーツ活動はもとより、地域、ひいては町のスポーツ振興にご尽力をいただいております、適任であると認められることから、引き続き再任したくお諮りするものであります。

以上、大変簡単ではございますが、第25号議案から第32号議案のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました第25号議案から第32号議案に対する質疑を行います。

質疑がないようですので、討論を行います。

討論を終結して、採決を行います。

まず、第25号議案 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第25号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第26号議案 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第26号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第27号議案 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第27号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第28号議案 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第28号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第29号議案 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第29号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第30号議案 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第30号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第31号議案 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第31号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第32号議案 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員です。

従って、第32号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

た。

次に、日程第34（報告第1号）大山崎町体育館設置条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。

事務局

私の方からは、3件のご報告をいたします。

この3件につきましては、先ほど第3号議案から第7号議案のご説明の中で、行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の抜本的な見直しを図るうえで行おうとする規則の一部改正のほか、町長名をもって行う体育館に関連する規則改正について、教育委員の皆さまにもご承知おき願いたいことから、ご報告するものであります。

まず、報告第1号「大山崎町体育館設置条例施行規則の一部改正について」であります。

こちらも様式第1号、様式第2号の「殿」を「様」に改め、押印を廃止する改正と併せまして、現在は使用していない様式第3号から様式第11号までを削除し、条文内の字句の訂正を行おうとするものであります。第3条におきましては、大山崎インターチェンジ建設にあたり売却いたしました「多目的広場」との文言が残っておりましたので、これを削除いたします。

また、町長の権限において、使用時間の変更ができる旨追加しております。

次に、第4条では、休館日に関する条文をわかりやすく整理いたします。

次に、第5条第3項では、受付期間を別表にして規定し、使用者の方にわかりやすいよう整理いたしました。

第7条以降につきましては、使用の変更、使用時間の延長、使用許可の取り消し、使用料の減免、使用料の還付、特別の設備の利用について、使用者がそれぞれを実施するに際し、それぞれ所定の申請書のご提出を求める規定となっていたところですが、窓口にて申請時の申出などにより、対応できるよう改め、様式自体を削除しようとするものであります。

以上、報告第1号「大山崎町体育館設置条例施行規則の一部改正について」のご説明とさせていただきます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました報告第1号に対するご質問等はございませんか。

次に、日程第35（報告第2号）大山崎町都市公園条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。

事務局

報告第2号と次の日程36の報告第3号であります。こちらは桂川河川敷公園関連の規則及び規程の一部改正案であります。

この河川敷公園につきましては、公園の管理自体は環境事業部の建設課が所管しており、野球場、テニスコートなど施設の貸し出しに関しては、体育館業務として行っているところであり、本日の時点では建設課と調整中である規則、規程のご報告となっておりますので申し訳ございませんが、ご承知おき願います。

本日、添付させていただいております、規則、規程につきましては、建設課との協議に際して生涯学習課案として、提案したものを添付させていただいておりますので、この後の協議を経て改正を行おうとするものであります。

報告第2号「大山崎町都市公園条例施行規則の一部改正」については、開場時間、休場日、使用者の優先順位や使用に際しての規程、条例との条ずれの修正、様式の修正と併せて不要な様式の削除などを行っているところであります。

報告第2号につきましては、以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました報告第2号に対するご質問等はございませんか。

次に、日程第36（報告第3号）桂川河川敷公園施設使用料の減免及び

還付取扱い規程の一部改正についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。

事務局

報告第3号 「桂川河川敷公園施設使用料の減免及び還付取扱い規程の一部改正」についてご説明申し上げます。

現在では設備を廃止しております、バレーコートに関する項目を削除しようとするものであります。

以上、現段階では不確定要素が多く申し訳ございませんが、規則の一部改正への方向性としてご認識いただければと存じます。

私からの報告は以上でございます。

教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました報告第3号に対するご質問等はございませんか。

次に、日程第37その他を議題といたします。

まず、事務局から、その他報告事項があるようですので、説明をお願いいたします。

事務局

それでは、私からは2点ご報告させていただきます。

まず、町議会一般質問についてであります。

令和4年大山崎町議会第1回定例会が先月の2月24日から本日3月22日までを会期として開催されました。

去る3月3日・4日の2日間に渡って行われました一般質問におきましては、町議会議員11名のうち10名の方が様々な町行政に関する一般質問をされました。その中で、6名の方が教育関連のご質問をされ、各質問に対して馬場教育長が答弁を行われました。その答弁の内容を委員の皆様にもみお手元に資料としてお配りしております。

質問内容のみご説明いたします。

まず、西田 光宏議員であります。2. 教育行政課題について（1）新型コロナウイルス蔓延期において、学級閉鎖、及び本人が感染または濃厚

接触者に認定され登校停止に至った児童・生徒に対する学習補填は十分できているのか。(2) 児童・生徒に対して、新しく導入したタブレット端末を利用した学習の頑丈と成果を問うと共に、問題点についてどのように講じる考えか。の2件であります。

次に、辻 真理子議員であります。1. 第6波から現在の新型コロナウイルス感染対策について(8) 小学校の学年閉鎖や学級閉鎖期間、また陽性者や濃厚接触者に該当した児童の給食費を日割りにしてほしいとの声を聞いているがいかがか。の1件であります。

次に、岸 孝雄議員であります。1. 任期中最終の予算について(4) 学校給食施設の方向性についての1件であります。

次に、島 一嘉議員であります。3. 中学校給食について(1) 中学校給食は、鉄骨造平屋324㎡、令和5年度当初からの使用開始として、総工費4億549万円で事業を進めている。具体的な工事をどのように進める方針か。(2) 工事に伴う工事車両と生徒の通学時等の安全はどのような対策を講じる考えか。(3) 工事車両駐車場や職員駐車場はどうするか。の3件であります。

最後に、井上 治夫議員であります。3. 児童虐待などへの取組について、児童虐待の予防体制強化に向け、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化などを柱とする児童福祉法改正案が今国会で議論されている。民法から親の懲戒権を削除する動きも進んでいる。児童虐待などへの町の取組強化を問う。(2) 子どもの成長や発達に悪影響を与える体罰その他、心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をなくすことが求められる。子どもの権利を守る、児童・生徒、教職員、保護者に対する学校の取組を問う。の1件であります。

以上のように、新型コロナウイルス感染症対策、学校給食施設、児童虐待などへの取組等の教育課題に関わる多岐にわたるご質問に対して、現状や進捗、今後の方針、考え方などについて答弁させていただいたところがあります。

次に、2点目は資料はございませんが、大山崎小学校における児童受傷

事故について、ご報告いたします。

**【大山崎小学校における児童受傷事故について概要報告】**

今後も町教育委員会と学校とが連携し、引き続き、関係保護者との対応を慎重に行うとともに、再発防止に向けて取り組んでまいることとしております。

なお、中庭の樹木の剪定を春休みに実施する予定としております。

今後も、本件について状況変化がありましたら、改めてご報告させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

私からは、以上であります。

教育長

ただいまの報告事項について、各委員からご質疑がありましたらお願ひいたします。

この他に、委員からのご発言がありましたら、お願ひします。

ないようですので、以上で本日の日程は、すべて終了とさせていただきます。

これをもって令和4年大山崎町教育委員会3月定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

大山崎町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月22日

教 育 長 \_\_\_\_\_ (署 名)

教育長職務代理者 \_\_\_\_\_ (署 名)

委 員 \_\_\_\_\_ (署 名)

委 員 \_\_\_\_\_ (署 名)

委 員 \_\_\_\_\_ (署 名)

書 記 \_\_\_\_\_ (署 名)